令和８年 11 月

求職者支援訓練実施機関(施設)　各位

鹿児島労働局職業安定部訓練課
TEL　099-293-1915

求職者支援訓練の募集期間延長及び繰上合格の手順について

●募集期間延長は**募集期間終了日の５開庁日前から前日まで**受け付けます。

■募集期間を延長する場合

①訓練課へ電話またはメールにて募集期間延長の依頼をしてください。

②コース案内の右上に　**募集延長**　と記載して、修正した**コース案内と訓練カリキュラム(認定様式５号)の両面を１つの PDF に**して E メールにて送ってください。

E メールアドレス：anteibu-kagoshimakyoku@mhlw.go.jp

③訓練課からメール又は電話にて連絡をします。

④機構支部に募集期間延長となったことを連絡し、募集延長のコース案内(チラシ)を送ってください。

⑤募集期間を修正したコース案内を各ハローワークへ配布してください。

■募集期間を延長し、さらに選考日及び選考結果通知日等も変更する場合

①～⑤までは上記に同じ。

⑥すでに受講申込書を提出した応募者には、選考日・選考結果通知日等を変更したことを必ず本人に連絡してください。

★募集期間終了日翌日から訓練開始日までの期間は、原則として**土日祝日を除く16 開庁日が必要**です。
所要日数に余裕のあるコースのみ募集期間延長が可能です。

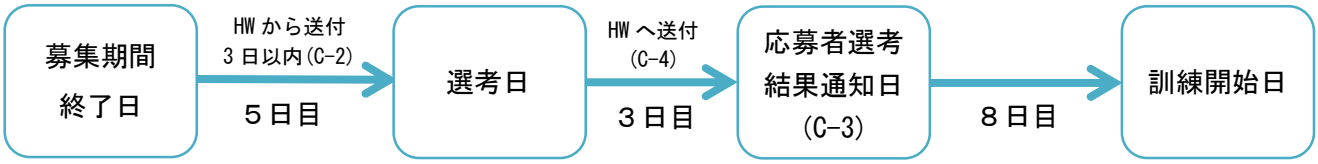

上記の日程で募集を開始されたコースは募集期間延長ができませんのでご了承願います。

●繰上合格について

①合格者が辞退した場合、定員を超える応募者があり選考水準を上回っていたが不合格となった受講希望者について、定員の範囲内で繰上合格を認めます。

②繰上合格を決定する日(訓練施設が受講希望者本人の同意を得た上でハローワークに通知する日)は、訓練開始日の５開庁日前までとします。

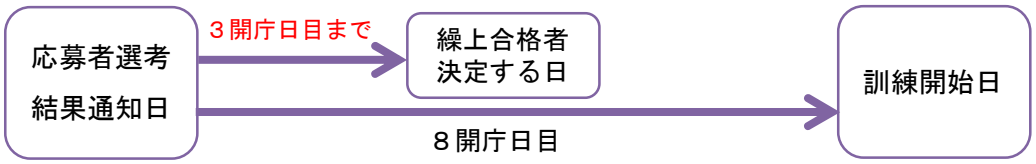

●追加応募について

①中止となった訓練へ応募していた者が、募集終了の訓練への応募を認めることとします。

②選考開始前かつ応募者が定員を下回っている訓練を原則とするが、定員を上回っていても応募可能とします。**(応募希望者がいる場合、ハローワークから訓練機関に問合せがあります。)**